

一般財団法人 入間市勤労者福祉サービスセンター

定 款

# 一般財団法人入間市勤労者福祉サービスセンター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人入間市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を埼玉県入間市向陽台一丁目1番地7に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、入間市内の中小企業に勤務し、又は入間市内に居住する中小企業勤労者（以下「中小企業勤労者」という。）に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の生活の安定に関する事業
- (2) 中小企業勤労者の健康の維持増進に関する事業
- (3) 中小企業勤労者の老後の生活の安定に関する事業
- (4) 中小企業勤労者の自己啓発及び余暇活動に関する事業
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県入間市において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会において決議した財産は、センターの基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、センターの目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 センターの事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所  
所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

## 第4章 評議員

(評議員)

第9条 センターに評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の委員は理事会で選任する。ただし、外部委員は、次の事項のいずれにも該当しない者とする。
  - (1) センター又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とセンター及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
  - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集及び議長)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 17 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長並びに出席した評議員の中から選任した議事録署名人 2 名及び出席理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 役員

(役員を設置)

第 19 条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
- 3 理事のうちそれぞれ 1 名を副理事長及び常務理事とし、法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務

の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) センターの業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第 28 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

### (解散)

第32条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (剰余金)

第33条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

### (残余財産の帰属)

第34条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第35条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 運営委員会

### (運営委員会)

第36条 センターは、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の決議により、運営委員会を設けることができる。

- 2 前項の運営委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究する。
- 3 第1項の運営委員会は、委員長1名を含む10名以内の委員で構成する。
- 4 第1項の運営委員会の任期は2年とし、理事会において選任及び解任する。
- 5 第1項の運営委員会の議事の運営に関して必要な細則は、理事会において定める。

## 第11章 事務局

### (事務局)

第37条 センターは、事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免し、その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

## 第12章 補則

### (委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行なったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 センターの移行登記の日をもって就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 木下博、市山喜久、梅田純一、兼平作太郎、近藤晶子、田中一雄、寺井昭一、野中邦彦、  
小林由利、石川仁  
監事 諸井清治、吉沢誠十
- 4 センターの最初の理事長は木下博とし、最初の副理事長は兼平作太郎、最初の常務理事は石川仁とする。
- 5 センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
評議員 齊藤正明、杉山慎一郎、小林昌幸、松井秀男、大賀史郎、荻野喜美雄、小峰富美夫、  
小泉泰人、忽滑谷明、田中一夫

# 一般財団法人入間市勤労者福祉サービスセンター 役員名簿

任期（第4期）：平成29年5月22日から平成31年定時評議員会の終結時まで

## 【理事】

※敬称略

	役職	氏名
1	理事長	田中龍夫
2	副理事長	兼平作太郎
3	常務理事	長谷川 功
4	理事	梅田純一
5	理事	小林由利
6	理事	近藤晶子
7	理事	杉田富徳
8	理事	野中邦彦
9	理事	深井善次
10	理事	山畑敬作

## 【監事】

※敬称略

1	監事	栗原芳明
2	監事	吉沢誠十

注1) 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

注2) 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

平成30年5月30現在



## 一般財団法人入間市勤労者福祉サービスセンター評議員名簿

任期（第2期）：平成27年6月10日から平成31年定時評議員会の終結時まで

【評議員】

敬称略

	役職名	氏名
1	評議員	齊藤正明
2	評議員	杉山慎一郎
3	評議員	小林昌幸
4	評議員	松井秀男
5	評議員	大森洋司
6	評議員	荒井正武
7	評議員	荻野喜美雄
8	評議員	忽滑谷明
9	評議員	渡辺雅智
10	評議員	加藤保夫

平成29年5月11現在